平成３０年（フ）第２９３号
東京都荒川区東尾久４丁目27―22―201
債務者　相澤　　実
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１号
栃木県栃木市柳橋町７番19号、従前の住所栃木県栃木市今泉町２丁目７番24号
債務者　直井　克晴
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４９０号
栃木県那須塩原市南町１番19号　サンリーフ藤201号
債務者　鄭　　潔冰
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１１６８号
埼玉県和光市本町21番８号
破産者　橋本洗工株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４４号
さいたま市南区南浦和２丁目39番12号アーバン愛興502号
破産者　株式会社Ｍｕｌｔｉ　Ｎｅｔｗｏｒｋ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６０３号
東京都世田谷区大蔵１丁目３―29―202
破産者　柳沢　久江
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６号
島根県飯石郡飯南町八神633番地２、前住所島根県飯石郡飯南町八神200番地２
破産者　難波　耕司
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９２１号
札幌市東区北14条東12丁目１番21号
破産者　東和レジスター札幌販売株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２号
群馬県高崎市鶴見町６番地19
破産者　株式会社アセットコーポレーション
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６１号
群馬県高崎市剣崎町1348番地１
破産者　有限会社木暮開発
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１９８号
群馬県藤岡市中栗須113番地３
破産者　有限会社アストロプラン
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５２１号
埼玉県川越市藤木町11番地14
破産者　有限会社志田冷熱
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６４号
埼玉県所沢市大字坂之下202―１番地
破産者　株式会社ユーケミ
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６１号
埼玉県熊谷市葛和田762番地
破産者　有限会社齊藤工務店
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１５号
千葉県富里市高松444番地４
破産者　井出　義昭
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４７号
千葉県長生郡長生村小泉402番地
破産者　齋藤　和子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
千葉県茂原市七渡2454番地19
破産者　岡部　秀幸
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２４５１号
東京都中央区築地１丁目９―11―1104
破産者　高村　利裕
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１０７号
東京都三鷹市北野３丁目５番10号高山木材本社ビル302
破産者　吉澤　重伸
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１８４号
東京都青梅市梅郷３丁目882番地の１
破産者　藤松　幸司
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１９９号
東京都町田市金井４丁目５番５号２
破産者　西野　志保（旧姓小坂）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部